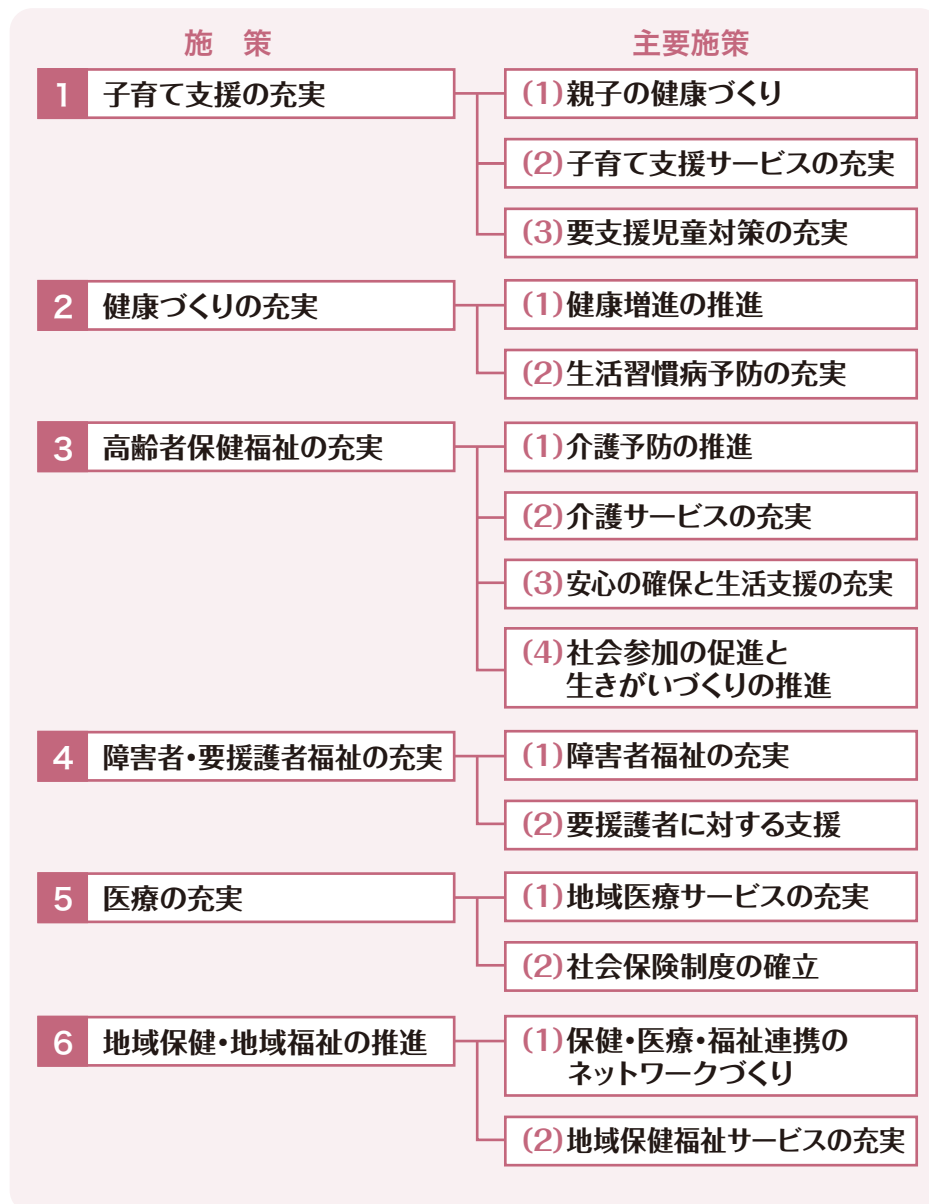


第3章 安心 健やかで心がふれあう やさしいまち

■ 施策体系



1 子育て支援の充実

(1) 親子の健康づくり

[施策の方針]

- 親と子の健康の保持増進のため、妊産婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導などを行うとともに、乳幼児から児童生徒までを通した食育や思春期対策を充実し、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

[現状と課題]

- 妊産婦期からの支援の充実や乳幼児健康診査とフォロー体制の充実、また、きめ細やかな相談体制を強化する必要があります。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」といった基本的な生活習慣の確立が望めます。
- 思春期対策として、喫煙や性教育などを含めた健康教育や啓発活動、学校との連絡・連携の強化、電話相談などに対応する必要があります。
- 乳幼児・学童・思春期食育事業のより充実した推進を図っていく必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
親子の健康の確保	● 親と子、思春期の子どもたちが健やかに生きる社会をめざす「健やか親子21」の推進 ● 妊産婦支援の充実 ● 乳幼児健康診査とフォロー体制の充実
子育てに関する相談・指導の充実	● 個々に応じたきめ細やかな相談体制の強化
思春期保健対策	● ふれあい体験学習の実施 ● 薬物、喫煙、性教育などを含めた健康教育や啓発活動の実施
食育の推進	● 乳幼児・学童・思春期食育事業の推進

[主要事業]

- 妊婦健康診査事業 ● 乳幼児健康診査事業 ● 乳幼児歯科健康診査事業
- 子育て相談支援事業 ● 思春期保健対策事業
- 乳幼児・学童・思春期食育事業

(2)子育て支援サービスの充実

[施策の方針]

- 子育てしながら安心して働くことができる保育サービスの充実や、子育ての不安や悩みの解消に向けた相談体制の充実、交流活動への支援など、家庭や子育てに夢がもてる環境づくりを進めます。

[現状と課題]

- 保育需要の変化に即した保育所のあり方を検討する必要があります。
- 少子化の進行や完全学校週5日制などの社会変化に即して、放課後における児童を健全に育成する事業のあり方について検討する必要があります。
- 乳幼児等医療費助成事業は、市独自の制度により、県の助成制度を拡充して実施していますが、より一層の充実を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
児童厚生施設などの基盤整備	●児童館の運営体制や施設整備の検討 ●小学校低学年を対象にした遊びと生活の場の確保 ●放課後子どもプランの検討 ●快適な保育環境づくりの推進
幼・保一元化の推進	●認定こども園など幼・保一元化の検討
多様な子育て支援サービス	●延長保育や一時保育など必要な保育サービスの充実 ●病児保育、病後時保育、休日保育などの検討 ●つどいの広場、まちの子育て広場における保護者同士の仲間づくりやネットワークづくりの支援 ●ファミリーサポートセンターにおける住民相互援助の促進 ●保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するための相談事業の実施 ●児童手当の支給 ●乳幼児などへの医療費助成の充実

[主要事業]

- 放課後児童対策
- 地域における子育て支援(ファミリーサポートセンター事業)
- 乳幼児等医療費助成事業

(3) 要支援児童対策の充実

[施策の方針]

- 一人ひとりの人権が尊重され、障害の有無に影響することなく、子どもがいそいそと成長できる環境を整備します。
- 児童虐待の早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークづくりを進めます。

[現状と課題]

- 障害をもって生まれた子どもたちは、生涯その障害と向き合っていかなければならないため、それぞれのライフステージを見越した長期的観点からの支援を考える必要があります。このため、障害のある子ども一人ひとりの実態把握に努め、一貫した支援体制を構築していく必要があります。
- 障害児保育の充実を図るために、人材の育成や施設の整備を行う必要があります。
- わかあゆ園は、肢体不自由児機能回復訓練施設として北播磨の市町で運営されていますが、今後は地域の療育活動の拠点となるよう調整していく必要があります。
- 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会※を設置し、関係機関との連携体制を整備しましたが、より一層連携を強化し、多角的かつ一体的に取り組む必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
障害児施策の充実	●特別児童扶養手当の支給 ●障害の早期発見・早期療育 ●地域で一貫して療育や相談ができる体制の充実やサポートチームの活動強化 ●集団保育を通じた発達の促進 ●障害のある子ども一人ひとりの一貫した支援体制の構築
虐待防止	●悩みを気軽に相談できる体制整備 ●虐待についての保護者への意識啓発 ●児童虐待の早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援 ●関係機関の連携を強化した情報の共有化とよりよい支援を実施するための関係機関職員研修の実施

[主要事業]

- 療育事業
- 特別保育事業（障害児分）
- 児童虐待防止事業

※要保護児童 対策地域協議会

平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を行うため、関係機関が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）。

2 健康づくりの充実

(1) 健康増進の推進

[施策の方針]

- すべての市民が健康で明るく元気に生活できるよう、市民一人ひとりの自主的な健康づくりに対する意識の高揚を図り、生涯を通じた健康づくりをめざします。

[現状と課題]

- 誰もがいつまでもいきいきと暮らすことができる環境づくりのために、市民アンケートでは「医療体制の整備・充実」が最も多く、次いで「健康増進の取り組み」となっており、市民の健康づくりへの関心が大きいことがうかがえます。
- 健康で豊かな生涯を実現するためには、個人の主体的な健康づくりとあわせて、家庭、地域ぐるみの各種団体、事業者、学校などとの連携を図り、支援していく必要があります。
- 現代社会におけるストレスの軽減や心の健康づくりを進める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
心と体の健康づくりの充実	●「健康日本21[※]」に基づく栄養と食生活、身体活動と運動、休養と心の健康づくり、禁煙、歯の健康などの推進 ●心の健康づくりに関する啓発や気軽に相談できる体制の充実 ●ウォーキングなどスポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの推進と参加できる体制の充実 ●感染症予防に関する正しい知識の普及と予防接種率の向上

※健康日本21

健康寿命の延伸を実現するために、具体的な目標を提示して、健康に関するすべての関係機関、団体をはじめ、国民全体が一体となった健康づくりを推進し、意識の向上と取り組みを促すことを目的とする。

[主要事業]

- 健康増進事業
- 感染症予防事業

(2)生活習慣病予防の充実

[施策の方針]

- 市民一人ひとりの自主的な健康づくりの意識の高揚を図るとともに、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸や生活の質の向上をめざして、生活習慣病の予防に努め、市民の生涯を通した主体的な健康づくりを支援します。

[現状と課題]

- 平成20年度の医療制度改革による特定健康診査、特定保健指導の実施にあわせ、がん検診、骨粗鬆症検診、歯科相談などの実施体制など、健診・保健指導などの体制を強化し、総合的な生活習慣病対策の推進を図る必要があります。
- メタボリックシンドローム[※]（内臓脂肪症候群）対策として、健診の受診勧奨をはじめ、栄養・運動・喫煙面での健全な生活習慣を確立する必要があります。
- CATV回線を利用した在宅健康支援については、社地域で実施していますが、今後は全地域を対象に普及していく必要があります。

※メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態をいう。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
疾病の早期発見・予防の充実	●特定健康診査や特定保健指導の実施 ●がん検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検査、歯科相談などの実施
生活習慣病予防の支援の充実	●メタボリックシンドローム対策とした健康教育や健康相談の充実 ●地域における健康増進活動の充実
健康相談・指導の充実	●医療機関などと連携した健康管理プログラムによる指導 ●CATV回線を利用した在宅健康支援

[主要事業]

- 生活習慣病予防健診 ●生活習慣病予防教室 ●成人食育事業
- 健康相談指導事業 ●CATVによる健康管理事業

3 高齢者保健福祉の充実

(1) 介護予防の推進

[施策の方針]

- 自立支援という観点に立ち、社会参加を含めて生活機能が自立し、生きがいにあふれた「活動的な高齢者像」を目標とします。そのため、生活機能の低下のきっかけとなる閉じこもり、転倒や骨折、低栄養などの廃用症候群※などを予防し、介護予防を推進します。

[現状と課題]

- 市民アンケートでは、「今後の生活についてどのようなことに関心があるか」という問いに対し、60歳以上の各年代で「健康が保たれ、介護が必要とならないかどうか」が第1位を占めており、介護予防は高齢者の重要な課題として、その方法などの普及に努める必要があります。
- 要支援・要介護に陥るおそれのある人を早期に発見し、介護予防プランの作成とプログラムに基づいた効果的な介護予防事業を実施することで、自立生活の維持向上を図る必要があります。
- 介護予防事業に参加した人が、プログラム終了後も意欲的で活動的な日常生活が送れるように、地域での活動拠点づくりや住民自主活動としての定着化を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
高齢者の保健サービスの充実	● はり・灸・あんま・マッサージ施術費の助成 ● 介護予防の重要性や方法の普及 ● 介護予防プランの作成とプログラムに基づいた効果的な介護予防事業の実施 ● 地域住民や関係機関などによる介護予防のネットワークづくり

[主要事業]

- はり・灸・あんま・マッサージ利用券交付事業
- 一般高齢者保健事業
- 特定高齢者保健事業

※廃用症候群

安静状態が長期に続くことによって起こる心身のさまざまな低下などをいう。

※中重度者 (P99掲載)

若年認知症・難病・がん末期の要介護者などや、輸液やカテーテルの管理などの医療の必要性が高い状態にある人。

※看取り (P99掲載)

老衰やがん末期などで死期が近づいている人に対して、苦痛を取り除き、安らかに死を受け入れることができるように、温かく援助すること。

(2) 介護サービスの充実

[施策の方針]

- 安心してサービスが利用できるように、質の確保・向上や公正・中立の確保などを図り、介護保険制度を円滑に推進します。
- 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、多様で柔軟なサービスが利用できるよう基盤整備を進めます。

[現状と課題]

- 介護保険新予防給付では、要介護状態への悪化の防止をめざし、要支援者に対し、介護予防サービスの提供が求められています。市内通所事業所では、運動器機能向上などのサービスが未実施の事業所もあるため、実施体制を整備する必要があります。
- 在宅サービスでは、今後、中重度者[※]について、在宅生活継続のための支援や看取り[※]の対応などを強化する必要があります。
- 認知症高齢者[※]の急速な増加に対応し、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域密着型サービスを充実する必要があります。
- 被保険者、介護サービス事業所、施設などについて、公平・公正な介護保険制度による運営を推進していく必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
介護サービスの充実	● 運動器機能向上、口腔機能向上や栄養改善プログラムの実施に向けての介護サービス事業者への技術指導 ● 居宅介護支援[※]、訪問介護[※]、訪問看護[※]などの在宅介護の支援 ● 専門的リハビリ機能の充実強化による在宅復帰支援 ● 通所・訪問リハビリテーションによる在宅生活における自立支援
介護保険制度の基盤整備	● 地域密着型サービス[※]の基盤整備の充実 ● 居宅に重点をおいた介護サービスの提供基盤の整備 ● 介護サービスの提供を行う事業者と施設との連携や情報交換 ● 介護支援専門員による利用者の声の反映などを通じたサービスの向上

[主要事業]

- 居宅介護支援事業 ● 訪問介護事業 ● 訪問看護事業
- 介護老人保健施設サービス事業 ● 通所リハビリテーションサービス事業
- 訪問リハビリテーションサービス事業 ● 通所介護事業
- 介護保険適正化事業 ● 保険給付事業 ● 地域介護・福祉空間整備事業

※認知症高齢者

認知症(脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態)の症状を示している高齢者。

※居宅介護支援

在宅の要介護者などが、在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その依頼を受けて、心身の状況、環境、本人・家族の希望などを勘案し、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、事業者などとの連絡調整を行う。

※訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、掃除・洗濯、炊事などの日常生活上の世話を行うサービス。

※訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

※地域密着型サービス

介護が必要となった高齢者が、今までの生活環境をできるだけ維持できるよう、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスが一体化した小規模多機能型サービスや夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護などがある。

(3) 安心の確保と生活支援の充実

[施策の方針]

- 高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らせるよう、生活支援事業や老人医療制度の充実を図ります。

[現状と課題]

- 認知症高齢者の増加に伴い、これらの人の財産や権利を保護し、生活を支援する必要があります。
- ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、緊急通報システム[※]などの制度を充実する必要があります。
- 生活支援制度に関する啓発活動は実施していますが、啓発と広報活動を通して、より一層の制度の周知徹底を行う必要があります。
- 国民年金事業では、年金制度への不安感による未加入者・未納者が増えています。これらの不安の解消を図り、すべての市民が年金を受給できるように努める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
高齢者への生活支援	●ひとり暮らしができない高齢者に対する養護老人ホームへの入所措置 ●ひとり暮らし高齢者などに対する軽易な日常生活上の援助や緊急通報装置の貸与、日常生活用具の給付 ●高齢者のタクシー利用料の一部助成
介護する家族などへの支援	●介護用品の支給、介護手当の支給、介護に必要な用具の貸与 ●家族間交流の場の提供や介護教室の充実
老人医療の充実	●高齢者への適切な医療費の助成
高齢者向けの住宅環境の整備	●住宅改修事業の実施や住宅改修に関する相談・助言
高齢者の権利擁護	●成年後見制度[※]など権利擁護を目的とするサービスや制度の活用 ●高齢者虐待予防の推進
相談体制の充実	●地域包括支援センターの総合相談業務の充実
国民年金制度の適切な運用	●国民年金制度の周知徹底 ●未加入者の加入促進や相談業務の充実

※緊急通報システム

緊急時に消防署に通報するシステム。市区町村が、介護保険外の独自サービスとして行っている。お年寄りの自宅や身体に障害のあるひとり暮らしの自宅に、押しボタンなどで簡単に緊急通報ができる機器を備える。

※成年後見制度

判断能力や意思能力が十分でない人に後見人などを立てて、保護や支援を行う制度。家庭裁判所が成年後見を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

[主要事業]

- 老人保護措置事業 ●軽度生活援助事業 ●老人日常生活用具給付事業
- 在宅老人介護手当支給事業 ●在宅介護者支援事業 ●老人医療費助成事業
- 高齢重度障害者医療費助成事業 ●住宅改修相談事業 ●権利擁護事業



(4) 社会参加の促進と生きがいの推進

[施策の方針]

- 高齢社会の主役として、高齢者のこれまでに培われた豊かな経験や知識を活かし、地域を豊かにする社会活動や生きがいづくり活動への参加を促進します。

[現状と課題]

- 高齢者が生きがいをもった生活を維持するため、仲間とともに活動できる場や機会づくり、地域貢献のための自主的活動を促進する必要があります。
- 元気な高齢者については、今後も生活機能の低下を招かないよう、健康や生きがいづくり活動、社会活動への参加を促進する必要があります。
- 多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬うとともに、地域における福祉意識の啓発を行う必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
多様な活動の支援・促進	● 健康・生きがいづくり活動、社会参加活動、世代間交流活動への機会の充実 ● 家に閉じこもりがちな高齢者に対する自立意識の持続支援 ● 生きがいを高め、健康づくりを進める活動や高齢者の相互支援、地域での見守り活動の促進 ● 社会福祉協議会が実施する福祉活動との連携や協力
敬老事業・金婚式の実施	● 敬老事業による長寿者の生きがいの醸成や市民の敬老意識の高揚 ● 高齢者夫婦の祝福

[主要事業]

- 老人クラブ活動支援事業 ● 生きがい活動通所支援事業
- 地域福祉交流事業 ● 長寿者褒章 ● 敬老事業 ● 金婚式事業

4 障害者・要援護者福祉の充実

(1) 障害者福祉の充実

[施策の方針]

- 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での療育やリハビリテーション、精神保健の充実を図るとともに、身近な場所での相談機能の充実や生活の場の確保などの支援を進めます。

[現状と課題]

- 障害福祉の情報提供として、広報・啓発活動を一層充実するとともに、障害に対する理解の促進を図っていく必要があります。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、さまざまな行事などにさまざまな人が参加できるよう考慮し、また、団体などが開催する交流事業などへの支援を行う必要があります。
- 利用者本位の考え方に立って、相談支援体制の充実や権利擁護などを推進するとともに、行政と各専門機関との連携の強化に努め、ネットワーク会議の開催や情報共有により、障害のある人の多様なニーズに対応する必要があります。
- 手話、要約筆記などコミュニケーション支援体制の充実やグループホームやケアホームの整備など、生活の場の確保が求められています。
- 建築物、道路、交通などにおける障壁を取り除き、安全・安心で生活に支障のないバリアフリー化に努めていく必要があります。
- 防災対策や防犯対策として、情報の伝達や災害などの発生時における迅速な避難誘導が適切に行われるよう、障害特性にも十分考慮した体制整備などが重要です。
- 障害のある人の雇用については依然厳しい状況にあり、事業主の理解を求める一方で、継続した就労につなげるための支援体制の整備などにより、雇用機会の拡大を図る必要があります。また、授産施設、作業所、地域活動支援センターなどに対し支援を行い、障害のある人の働く場を確保する必要があります。
- 障害を早期に発見し適切な治療につなげるため、健康診査の受診を促すとともに、保健、医療、福祉などの関係機関の連携を図ることが重要です。また、住み慣れた地域で生活を送るためには、地域で安心して保健・医療サービスを受けられる体制づくりが必要です。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
障害と障害者に対する理解の促進・社会参加への支援	●福祉サービスなどに関する情報の広報・啓発 ●障害特性に配慮した広報・啓発 ●地域住民との交流機会の拡充や障害者団体などへの支援
障害者の生活支援の強化	●自立支援給付や地域生活支援などの新たなサービスの基盤整備やサービス内容の充実 ●手話、要約筆記などのコミュニケーション支援体制の整備 ●生活安定のための経済的支援や日常生活への支援など地域生活・在宅生活を支えるサービスの充実 ●各専門機関と一貫した支援が行える体制の整備 ●障害のある人の自立を支援するケアマネジメント※システムの構築
福祉のまちづくりの推進	●公営住宅の供給や住宅改修の支援 ●ユニバーサルデザイン※に基づいた建築物、公園、公共交通機関、道路、歩道などの交通環境の整備 ●災害など緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行える体制の整備
雇用・就労への支援	●進路先の選択、一般就労への移行のための事業者や関係機関などの支援体制の整備 ●就労に向けての必要な知識・能力の習得を図るための支援や就労後の支援体制の整備 ●雇用主や従業員の正しい理解浸透の促進 ●福祉的就労の場である授産施設、作業所、地域活動支援センターなどへの支援や施設の統廃合による空き施設の有効活用を検討
保健・医療施策の充実	●障害の発生予防や早期発見のためのすべてのライフステージに応じた健康づくりの支援 ●身近な地域で適切な医療が受けられる医療体制の整備や充実 ●重度の障害のある人への適切な医療費の助成

※ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。こうした役割を担うのがケアマネージャー（介護支援専門員）であり、ケアマネージャーは、本人や家族からの依頼に基づいて、ケアプランを策定、評価し、各種の機関の調整などにあたる。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能となるように、利用者本位、人間本意の考え方に立ってデザインすること。

[主要事業]

- 障害者団体等への活動支援
- 障害者福祉サービスの提供
- 補装具・日常生活用具の給付
- 公共施設のバリアフリー化
- 障害者一般就労支援
- 福祉就労支援
- 自立支援医療・療養介護医療費給付
- 重度障害者医療費助成事業

(2) 要援護者に対する支援

[施策の方針]

- 生活保護制度の趣旨に基づき、被保護世帯の生活実態に応じた援護に努めます。あわせて、生活相談、更生指導を強化し、生活の安定と自立更生への援助を図ります。
- ひとり親家庭が地域の中で経済的に自立し、安心して暮らすことができるよう、総合的な指導・助言を行い、自立支援に向けた施策の充実を図ります。

[現状と課題]

- 雇用環境の悪化に伴う失業者の増加や無年金者などの増加により、本市の生活保護相談・生活保護世帯数は増加傾向にあります。生活保護の適正な制度運用とともに、自立可能な世帯に対しては、適切な指導・助言により自立の促進を図っていく必要があります。
- 就労、家事、育児などに一人に対応するため、心身両面の負担を抱えるひとり親家庭に対して、自立と生活の安定のための母子自立支援員[※]や家庭児童相談員[※]による相談体制、日常生活支援、就労支援が必要です。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
生活困窮者などへの自立支援	●要保護世帯の法に基づく適正な保護、就労相談、指導などによる自立支援 ●行旅病人や行旅死亡人の法に基づく適正な取り扱い実施 ●生活保護法による被保護者などが成年後見制度を利用する際の経費の補助
母子・寡婦などへの支援	●ひとり親家庭に対する就労支援、各種手当、貸付などの経済支援の実施 ●母子自立支援員や家庭児童相談員による相談・指導 ●関係団体の育成のための補助金交付 ●母子家庭などへの適切な医療費の助成

[主要事業]

- 就労支援
- 母子家庭に関する相談・指導
- 母子家庭等医療費給付事業

※母子自立支援員

母子家庭の生活や育児などのさまざまな問題に対して助言を行う仕事。母子家庭のさまざまな問題、母親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行う。

※家庭児童相談員

家庭において18歳までの児童に関するあらゆる悩み、心配事について相談に応じる。

5 医療の充実

(1) 地域医療サービスの充実

[施策の方針]

- 常勤医師の確保をはじめ、救急医療の充実に努めるとともに、病院経営の安定化を図り、地域ニーズに合った医療体制の整備に努めます。
- 各医療機関の機能分担による連携強化を図り、北播磨医療圏域※で適切な医療を受けられる地域医療体制の確立をめざします。

[現状と課題]

- 地域のニーズに合った医療の提供と安定した医療体制の充実が求められています。
- 常勤医師の不足などにより、休診となる診療科が発生しているため、安定した医療体制維持のための方策を早急に検討する必要があります。
- 公立社総合病院などを含めた北播磨医療圏域での医療機関相互の機能分担・連携による医療体制のネットワーク化を進める必要があります。
- 施設や医療設備の整備については、財政状況などを勘案したうえで計画的に実施する必要があります。
- 経費の削減に努めるなど、病院経営の安定化を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
医療体制・環境の充実	● 北播磨医療圏域での地域医療体制の充実 ● 地域医療・救急医療の充実 ● 特色ある選ばれる病院づくりの推進 ● 地域ニーズに合わせた施設や医療設備の整備 ● 経費の削減などによる病院経営の安定化

[主要事業]

- 病院運営事業



※北播磨医療圏域
三木市、西脇市、小野市、加西市、加東市と多可町で構成され、公的な病院が計7か所ある。個々の病院では、24時間救急を維持できないため、輪番制を組み、特に開業医が対応できない夜間や休日の時間帯に、交代での救急体制をとっている。

(2) 社会保険制度の確立

[施策の方針]

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度(原則75歳以上)加入者の積極的な健康づくりを図るとともに、国民健康保険加入者にとっては、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの減少に努めます。
- 健診の充実などによる疾病予防、重複・頻回受診者への訪問活動やレセプトの点検などにより、医療費の適正化を推進するとともに、保険税の収納率向上を図り、国民健康保険事業の健全な運営をめざします。

[現状と課題]

- 国民健康保険は、収納率が年々低下しており、健全な事業運営を保つため、収納率の改善に努める必要があります。
- 保険者には特定健康診査・特定保健指導が義務づけられます。健康部局や後期高齢者医療担当部局との連携を密にし、推進体制などを整備・充実する必要があります。
- 後期高齢者医療制度の実施は、後期高齢者医療広域連合が行い、市は窓口事務を行います。従来のようなきめ細やかな対応が求められます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
国民健康保険制度の適切な運用	● 被保険者資格の適用適正化や適正受診の意識啓発 ● 保険制度の周知・啓発 ● 国民健康保険加入者の健康教育、健康診査など疾病予防や早期発見などの保健事業の推進
後期高齢者医療制度の適切な運用	● 保険制度の周知や適正受診の意識啓発 ● 後期高齢者医療対象者の健康教育や健康診査など、保健、医療、福祉が連携した疾病予防や早期発見などの保健事業の推進

[主要事業]

- 医療費適正化事業
- 健康診査事業
- 保健指導事業

6 地域保健・地域福祉の推進

(1) 保健・医療・福祉連携のネットワークづくり

[施策の方針]

- 市民一人ひとりのライフステージに対応する保健、医療、福祉の連携を強化するネットワークづくりに努め、健康管理体制や地域ケア体制の実現をめざします。

[現状と課題]

- 健康づくりや医療・介護予防・介護などが連続性をもち効果的に行われるように、保健、医療、福祉の連携強化を推進する必要があります。
- 関係機関との連携を図り、健康危機管理に努める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
保健・医療・福祉の連携を図るための仕組みづくり	● 保健、医療、福祉の連携を強化した総合的な健康づくりや介護予防事業の推進 ● 加東市地域ケア支援システム[※]の構築 ● 公立社総合病院を中心としたかかりつけ医や、近隣医療機関との連携を緊密にした医療相談の充実 ● 病状に合わせた診療を行える広域的な医療の連携を強化するネットワークの構築 ● 防災担当部署や社健康福祉事務所との連携による災害時の健康危機管理

※地域ケア支援システム

CATVネットワークを利用した双方向カラー動画画像通信技術により、在宅での健康相談や介護サービスを支援するシステム。

[主要事業]

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- 病診・病病連携推進事業



（２）地域保健福祉サービスの充実

【施策の方針】

- 市民一人ひとりが安心して自分らしく暮らせるよう、心がふれあう地域活動の推進や福祉を担う人材の養成を図ります。
- 地域福祉のネットワーク形成を支援するとともに、市民、ボランティア、NPOとの協働により、地域資源を活用した拠点づくりを進めます。

【現状と課題】

- 家族・地域間とのつながりが希薄化する中で、地域生活において当事者の移動・食事などの自立保障や生活援助の一手段として、地域住民と協働したサービスが求められています。
- 核家族化、少子化、高齢化、脱施設化など、地域課題が多様化・複雑化しています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民同士がお互いに支え合い、福祉に対する正しい理解を深める必要があります。
- 市民を取り巻く複雑な社会環境の中で、多種多様な相談・支援件数が増加し、民生委員の役割が重要となってきており、研修会や学習会などの取り組みが必要です。
- 地域におけるボランティア活動が、市民へ一般的に周知されはじめた昨今、活動内容や活動者の意識が多様化している中で、福祉に関する人材育成や情報発信など、さまざまな活動に関する適切なコーディネート機能が求められています。



[施策の展開]

基本事業	事業の内容
保健福祉サービスの基盤整備	● 社会福祉協議会の組織強化、拠点整備、福祉専門員の配置 ● 民間活力の導入によるノウハウを活かした効率的な管理運営 ● 地域における子育て支援の推進 ● 地域で総合的な生活支援サービスを提供できる体制の整備
地域保健福祉の充実	● 民生委員などの後継者の育成 ● 安心の地域づくり構築へ向けた住民自治活動の推進
地域福祉ボランティア活動などへの支援	● 人材発掘や育成のための各種ボランティア講座や福祉学習の実施 ● 広報紙などによる活動情報の発信 ● 市民のボランティア活動への関心の向上と参画推進

[主要事業]

- 社会福祉協議会助成事業
- 地域福祉計画策定・推進
- 障害福祉計画策定・推進
- 障害者基本計画策定・推進
- 民生委員活動補助
- 在宅福祉サービス事業
- 小地域福祉活動推進事業
- ボランティアセンター運営事業
- ボランティア活動への支援



